

陸上自衛隊輸送学校組織規則

陸上自衛隊訓令第25号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、陸上自衛隊輸送学校組織規則を次のように定める。

昭和34年7月1日

防衛庁長官 赤城 宗徳

陸上自衛隊輸送学校組織規則

改正 昭和36年2月20日庁訓第7号 昭和46年3月19日隊訓第4号  
昭和50年4月21日隊訓第9号 昭和53年1月13日庁訓第1号  
昭和57年4月30日庁訓第19号 平成9年4月1日隊訓第10号  
平成14年3月26日隊訓第36号

(校長)

第1条 陸上自衛隊輸送学校（以下「学校」という。）の校長は、陸将補をもって充てる。

(副校長)

第2条 学校に、副校長1人を置く。

2 副校長は、1等陸佐をもって充てる。

(内部組織)

第3条 学校に、次の1室、2課及び2部を置く。

企画室

総務課

管理課

教育部

研究部

(企画室)

第4条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。

(2) 組織、定員及び定数に関すること。

(3) 業務の能率的運営及び業務改善に関すること。

(総務課)

第5条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公印の保管に関すること。

(2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。

(3) 人事に関すること。

(4) 記録及び統計に関すること(教育部及び研究部の所掌に属するものを除く。)

- (5) 出版物及び厚生用品に関すること。
- (6) 秘密の保全に関すること。
- (7) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関すること。
- (8) 福利厚生に関すること。
- (9) 健康管理に関すること。
- (10) 印刷に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、他の室、課及び部の所掌に属しない事項に関すること。

(管理課)

第6条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品（総務課、教育部及び研究部の所掌に属するものを除く。）に関すること（整備に関することを除く。）。
- (2) 給養に関すること。
- (3) 施設の維持及び管理に関すること。
- (4) 車両及び通信の運用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他の室、課及び部の所掌に属しない管理業務に関すること。

(教育部)

第7条 教育部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の教育訓練の計画及び実施に関すること。
- (2) 学生の教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。
- (3) 学生の教育訓練に必要な資料及び資材に関すること。

(研究部)

第8条 研究部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 調査研究の計画及び実施に関すること。
- (2) 調査研究に必要な記録及び統計に関すること。
- (3) 調査研究に必要な資料及び資材に関すること。

(駐屯地業務隊との関係)

第9条 室、各課及び各部の所掌事務には、駐屯地業務隊の所掌に属するものを含まないものとする。

(室長、課長及び部長)

第10条 室に室長、課に課長、部に部長を置く。

- 2 室長は、校長の命を受け、室務を掌理する。
- 3 課長は、校長の命を受け、課務を掌理する。
- 4 部長は、校長の命を受け、部務を掌理する。

(主任教官)

第11条 学校に、主任教官1人を置く。

- 2 主任教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事するとともに、学生の教育訓練に関して学校教官の指導を行う。

(学校教官)

第12条 学校に、学校教官を置く。

2 学校教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。  
(研究員)

第13条 学校に、研究員を置く。

2 研究員は、研究部長の命を受け、調査研究に従事する。  
(委任規定)

第14条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和34年8月13日から施行する。

2 陸上自衛隊輸送学校組織規則（昭和29年陸上自衛隊訓令第19号）は、廃止する。

附 則（昭和36年2月20日防衛庁訓令第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月19日陸上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月2日陸上自衛隊訓令第9号）

この訓令は、昭和50年4月3日から施行する。

附 則（昭和53年1月31日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日防衛庁訓令第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（平成9年4月1日陸上自衛隊訓令第10号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日陸上自衛隊訓令第36号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。